

手話言語条例に関する学習会2021

報告書

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
手話言語法制定推進・手話言語条例委員会

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
埼玉県手話通訳問題研究会
埼玉県手話サークル連絡協議会

開催趣旨

埼玉県内では、既に手話言語条例が制定された市町村と手話言語条例制定を検討する市町村がある中で、各地域の聴覚障害者団体および手話関係団体が一堂に会し、手話言語とは何かを改めて考え、手話言語条例の基本的な内容や意義、施策作り、自治体との交渉、成果についての学びと情報交換を行うことにより、より効果的な手話言語条例の制定と運用を促進することを目的に本学習会を開催します。

1. 日 時：2021（令和3）年11月28日（日）10：00～11：40
2. 会 場：埼玉県障害者交流センター・ホール
3. 参加者：50名（参加者、報告者、委員を含む）

プログラム

午前10時 開式

<開式の辞>

小出 真一郎（一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会代表理事）

<手話言語法制定推進・手話言語条例委員会からの報告>

永井 紀世彦（手話言語法制定推進・手話言語条例委員会）

<市町村手話言語条例の事例報告①>

野口 宜伸（吉川市聴覚障害者協会）

<市町村手話言語条例の事例報告②>

平野 清代美（三郷市聴覚障害者協会）

<市町村手話言語条例の事例報告③>

森田 登（入間市聴覚障害者の会）

<まとめ>

川津 雅弘（手話言語法制定推進・手話言語条例委員会）

午前11時40分 閉式

手話言語条例に関する学習会 2021 報告書 発刊にあたって

「手話言語条例に関する学習会 2021 報告書」発刊にあたり、ひとこと御挨拶を申し上げます。

2021 年 11 月 28 日に「手話言語条例に関する学習会 2021」を開催し、手話言語条例制定地域をはじめ条例成立を目指している地域のアンケート調査の分析結果を報告させていただきました。また、手話言語条例制定地域の中から 3 市に、手話言語条例制定までの流れや取り組み、今後の課題などを報告させていただきました。

2014 年に「手話言語法制定を求める意見書」の活動を開始するほか、2013 年に「手話言語条例に関するシンポジウム～埼玉にも手話言語条例を～」、2014 年に「手話言語法に関する勉強会」、2015 年に「手話言語条例に関する勉強会～ろう教育の未来を考える～」を開催してきました。その後、地域における手話言語条例勉強会への支援、条例文に関する相談など活動を重ねてきました。

そして 2020 年度には、学習会を開催する方向で 2019 年度より準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染の影響により緊急事態宣言が発令され、開催中止を判断し代替えとして「埼玉県内の手話言語条例情報 2019 年度版」の発行を行いました。

コロナ禍において集まることが厳しい状況が続きましたが、この度「埼玉県内の手話言語条例情報 2021 年度版」を発行し、今回の学習会にて報告することができました。また、皆さんが集まり学習会を開催することが出来ました。誠にありがとうございます。

2021 年 11 月 19 日に東京都で『手話を広める知事の会総会・手話言語フォーラム』が開催されました。全国手話言語市区長会の会長である、星野光弘富士見市長も臨席なされ、手話言語は難しいとおっしゃっていましたが、最後まで手話言語で挨拶をされました。

そして同日の午後に、埼玉県選出の国会議員へ要請活動を行い、手話言語法の制定を求めました。

全日本ろうあ連盟が手話言語法制定の運動を始めてから 10 年間、国では手話言語法についての動きがありません。手話言語法制定のためには、市町村における手話言語条例を制定していかなければなりません。

地域での手話言語条例制定に向けて支援が出来るよう、学習会の記録として「手話言語条例に関する学習会 2021 報告書」を発刊することにしました。また「埼玉県内の手話言語条例情報 2021 年度版」とあわせて、手話言語条例の制定、障害者福祉計画の中に手話言語条例に関わる内容を盛り込むなどに活かしてもらえたら幸いです。

2021 年 12 月

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
手話言語法制定推進・手話言語条例委員会
委員長 小出 真一郎

【手話言語法制定推進・手話言語条例委員会からの報告】
手話言語条例制定の状況（アンケート調査から）と埼玉県内での取り組み

永井 紀世彦（手話言語法制定推進・手話言語条例委員会）

手話言語法制定推進・手話言語条例委員会の永井です。埼玉県聴覚障害者協会理事も務めています。

この委員会では、協会と通研とサ連の3団体11人で活動してきました。2019（令和元）年と今年は各地域へのアンケート調査を行い、みなさんにご協力をいただきありがとうございました。その結果をまとめて分析しましたので報告します。なお、この学習会はコロナ感染の影響を受けて今回の開催となりましたが、もともとは9月18日に予定をしていたため、一部の内容については8月までの結果での分析となっています。

1. アンケート調査より

手話言語条例が制定されている地域は赤のところです。63市町村のうち38地域（約60％）で制定されました。緑色塗りつぶし部分は、条例を目指して行政またはと議員で準備委員会を立ち上げたところです。地域で行政や議員との話し合いが始まっているところがいくつかありますが、委員会が設置されていないため白抜きとなっています。

次に全国手話言語市区長会に加入している地域を示した図です。

市区長会では町と村は準会員となっています。埼玉県内には40の市があり、現在29市が加入しているので73％の加入率となっています。

多くの地域では、市区長会に加入し、情報を得て条例を作ろうという動きもありますので、未加入の市長には働きかけをお願いします。

こちらの資料は条例制定後の状況です。ほとんどの地域の条例には、聴覚障害者協会と市との話し合いの場を設けると書かれていますが、方法はそれぞれ異なります。

委員会を設置している地域もあれば、ない地域もあります。実際に委員会が設置されていると答えたのは13地域で、22地域では未設置となっています。委員会が設置されていないと、定期的な話し合いができないので、条例制定後の動きが止まってしまいます。委員会を立ち上げ、その中で話し合っていくことが重要となりますので、未設置の地域は要望を出して欲しいと思います。

また、市町の障害者計画については3年ごとに策定されています。条例制定後、具体的に手話言語の普及や講習会の拡充

手話言語条例制定の状況
（アンケート調査から）

2021年11月28日
手話言語条例に関する学習会
埼玉県障害者交流センター

手話言語法制定推進・手話言語条例委員会



手話言語条例制定

制定	準備	話し合い中	未調査	制定	準備	話し合い中	未調査
● 川口市	● 越前町	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市
● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市
● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市
● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市
● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市

● 制定済市町村 ○ 準備中



全国手話言語市区長会

制定	準備	話し合い中	未調査	制定	準備	話し合い中	未調査
● 川口市	● 越前町	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市
● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市
● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市
● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市
● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市	● 川口市

● 加入済市町村 ○ 未加入済市町村

などが計画に盛り込まれている地域は全体の 30%で、そうでない地域が 59%という結果でした。

条例制定後、コロナ禍で取り組みがストップしているところが多いと思いますが、障害者計画を見直し手話言語条例に結びつけられるようにするため、手話言語に関する施策を計画に盛り込むような取り組みが必要だと思います。

条例制定後の効果についてです。8月までの結果ですので37市町からの回答事例となります。

一番回答が多かったのは『手話言語の普及・手話言語の啓発』でした。事例としては、広報掲載やホームページへの掲載、パンフレットの作成と配布、手話言語ポスターを作成し掲示している地域等がありました。

続いて多かった回答が『意識の変化』です。市職員の新人研修で手話言語の学習を取り入れたり、手話講習会の申し込み者が増加するなどがありました。

次に、いくつかの地域で『遠隔手話言語通訳の導入』との回答もありました。市役所と市手話通訳者派遣事務所が離れている場合、市役所にタブレットを置いて手話言語通訳を行うものです。コロナ禍と条例制定とが相まって遠隔手話言語通訳が始まったと思います。遠隔手話言語通訳を民間に委託する市町村もありますが、地域のろう者の状況が見えないなど民間委託にも懸念があります。

他にも、コロナ禍で市長会見が増えるなか、そこに手話言語通訳がつく地域が増えています。また、手話言語を使って説明をする動画も見受けられます。これも言語条例がなければ、なかったことかも知れません。

こちらは条例未制定地域の状況です。

新型コロナウイルスの影響で、地域の聴覚障害者協会やサークルの活動ができず、市との話し合いもできなかった地域が多くありました。今はコロナが収束しつつあり活動を再開しているようです。

次に行政や議員の理解不足との回答がありました。これについては、地域の聴覚障害者協会とサークルで学ぶだけでなく、行政や議員との懇談会を開く、言語条例に詳しい人に講演をしていただくなど学習会に行政や議員を招くことも効果が大きいと思います。ただ、言語条例制定の話し合いで、条例の制定を行政や議員にお願いをして任せてしまうだけでは、当事者との考えのズレが生じてしまいますので、常に条例案の内容を確認するなど話し合いを持つことは重要です。

最後に、手話言語条例がいないのではないかと、情報コミュニケーション条例を作ったらどうかと言われてしまう地域も

条例制定後の状況（37市町）



- 委員会の設置
 - あり 13市町(35%)
 - なし 22市町(59%)
- 市町障害者計画の手話言語施策
 - あり 11市町(30%)
 - なし 22市町(59%)

条例制定の効果（37市町）



- 手話言語についての啓発（広報、ホームページ、パンフ等）
- 意識の変化（行政等）
- 遠隔手話通訳の導入
- 手話動画（市長メッセージ等）

未制定地域の課題



- 新型コロナウイルスの影響
- 行政や議員の理解不足
- 手話言語条例ではなく他の条例で・共生社会条例
障がい者基本条例
情報コミュニケーション条例 など

あるようですが、それに対してはきちんと説明をすることが必要です。手話言語条例と情報コミュニケーション条例は違うということを行政や議員にも理解してもらえるようにきちんと説明する必要があると思います。

手話言語条例は、聞こえない私たちにとって手話言語は言語であり大事なものだということを広めたいというものであり、障害者全般に広くかかわる情報コミュニケーション条例とは別だということを理解してもらいたいと思います。

私の地域でも説明を繰り返してきた経緯があります。条例を制定した地域に協力をいただき、どのように取り組んできたのか、成功した地域から学べると思います。

2. 埼玉県内での取り組み

埼玉県手話言語条例は2016（平成28）年4月に施行されました。その後、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会が設置されました。

懇話会の構成委員として、協会、埼通研、県サ連、福祉会、情報センターの他、ろう学校の校長、学識経験者などが集まり懇談を重ねて、具体的な取り組みについて話し合ってきました。

手話言語法制定推進・手話言語条例委員会では、条例の中味について障害者計画に盛り込んで欲しいとの思いから、手話言語施策についての提言を行うこととし、聴覚障害者の立場からの意見や埼通研、県サ連の立場からの意見など、それぞれの団体に提言内容をまとめ推進懇話会に提出し話し合いました。その後、推進懇話会として提言をまとめ埼玉県に提出しました。その提言から障害者計画に盛り込まれた内容が確認され、今年から3年間進められます。今後は、障害者計画に盛り込まれた内容の取り組みについて評価をしていくことと、手話言語条例未制定地域に対しての取り組みをどのように進めていくのかを話し合っていきます。このような進め方は、市町村でも参考になると思います。詳細についての内容は、「埼玉県内の手話言語条例情報 2021 年度版」の最後 34 ページ～52 ページに載っていますので後でお読みください。

このあと、条例制定に向けた具体的な取り組み内容について各地域から報告があります。それを参考にさせていただきたいと思います。今後も引き続きみなさんとともに頑張りましょう。

埼玉県手話言語条例	
○2016（平成28）年3月制定（4月施行）	
○埼玉県手話環境整備施策推進懇話会	
・第5期埼玉県障害者支援計画 （2018年度～2020年度） P34～P52	
・ 埼玉県手話施策推進への提言	
・第6期埼玉県障害者支援計画 （2021年度～2023年度） P53～P55	

【市町村手話言語条例の事例報告①】

吉川市手話言語条例の取り組みについて

野口 宜伸 氏(吉川市聴覚障害者協会)

吉川市聴覚障害者協会の野口です。手話言語条例制定に向けて、どのような活動をしてきたか報告したいと思います。

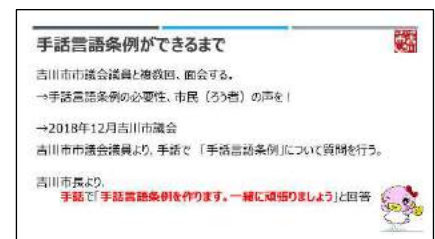
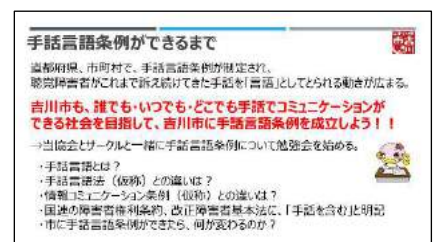
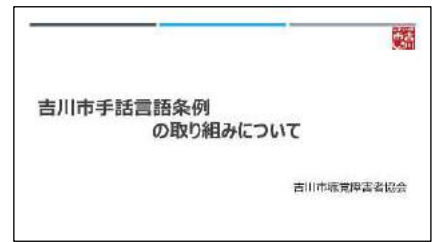
みなさんは吉川市の場所をご存じですか、埼玉県東端に位置しています。吉川市聴覚障害者協会は2001(平成13)年10月に発足しました。今から20年前のことで、私が24歳の時でした。手話言語条例に関しては2019(令和元)年12月10日に成立し、2020(令和2)年4月1日に施行されました。埼玉県内では30番目の条例制定となります。

手話言語条例ができるまでの経過についてお話しします。吉川市には手話言語通訳派遣制度がなく、協会設立の翌年に制度の設立を求めて市に要望を提出し交渉を行ってきまされたがなかなか進展しませんでした。

2014(平成26)年9月24日に「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願」を行い議会で可決されました。これは全日本ろうあ連盟から受け全国的に行われたたものですが、当時は市議会議員とのつながりが私たちにはありませんでしたが、この活動を通じて「手話言語とは何か?」という声が出されやり取りをする中で、市議とのつながりやろう者への理解が強くなっていきました。

その後、都道府県や市町村で手話言語条例が制定され、手話言語は「言語」として取られる動きが広まっていき、吉川市でも手話言語条例を成立させようと考えました。誰でも・いつでも・どこでも手話言語を使い話せる社会を目指し、地域のろう会員と話し合い成立に向けて頑張ろうという動きになりました。初めは、協会や手話サークルともに「手話言語条例とは何?」という状況でしたので勉強会を開くことにしました。

勉強会では、手話言語とは何か、条例と言語法の違いとは何か、情報・コミュニケーション条例と手話言語条例はどう違うのか、手話言語条例を制定すると何が変わるかなど、全日本ろうあ連盟から発行された「手話でGo」のパンフレットをもとに学習会をしました。



勉強会を実施し、学んだことをもとに市議と複数回面会し懇談を進めていきました。市議からは、「情報・コミュニケーション条例が良いのではないか」との意見をもらいましたが、学習会の成果を活かし情報・コミュニケーション条例と手話言語条例の違いを説明して理解をいただきました。

2018（平成30）年12月の吉川市議会で、市議が手話で「手話言語条例についての一般質問」をしました。私たちは議会傍聴をしていたのですが、吉川市長より手話言語で「吉川市も手話言語条例を作ります」と回答がありました。その後、2019（令和元）年2月に「吉川市手話言語条例検討委員会」が設置されました。

手話言語条例の案をつくるにあたっては、当事者である聴覚障害者の声が必要となります。私たちは3つ大事なことを条例案に追記しました。それは、「地域での手話言語通訳者派遣制度が必要であり養成と確保が重要だということ」「災害時の施策が必要であること」「施策を実施する際には当事者の声を聞くこと」です。

2019（令和元）年12月に吉川手話言語条例が成立し、パンフレットなどでさまざまな情報を掲載しました。条例成立後は、市役所や公的施設に設置されているモニターで手話言語普及のために作成したYouTubeの番組などの配信をおこないました。また、以前から小中学校の手話言語体験学習はありましたが、条例制定後は依頼件数が格段に増えました。また、自治会を対象とした手話言語講習会開催の要望があり開催したことや市民祭りでの手話言語講座もおこないました。

今後の課題についてですが、ひとつは手話言語通訳者派遣制度の設立です。条例の中に「意思疎通支援に関する施策」が明記されています。現在、市と派遣制度についての話し合いが進んでいるところです。条例が制定されたことで期待が持てると思っています。

次に、手話環境整備施策推進委員会の設置です。条例の制定だけでは行政が何をしていくのかが見えません。内容を充実させてどのような施策を実施していくのか、もっと手話言語で話せる環境をつくるためには何をしていくのが良いのかなど話し合うための委員会を開きたいと考えています。

手話言語条例ができるまで

2019年2月 吉川市手話言語条例検討委員会 発着

委員15名
 ・宇治野隆吉・神倉吉雄・池田昭博・神倉吉雄（代表者）・公務市民
 ・吉川市聴覚障害者協会・吉川市手話サークル「さつき会」

手話言語条例（案）に、下記追記
 ・手話通訳者の確保及び養成その他手話による意思疎通支援に関する施策
 ・災害時における情報の提供及び取得並びに意思疎通支援に関する施策
 ・それぞれの施策を実施する場合は、あらかじめ関係者の意見を聞く

吉川市手話言語条例成立

2019年12月10日
 吉川市手話言語条例 成立

詳しくは、[こちら](#)

手話言語条例成立、その後・・・

＜公共施設の利用者のために手話通訳＞
 小中学校で手話体験学習
 自治会対象の手話講習会
 市民祭りでの手話講座
 手話環境整備施策推進委員会

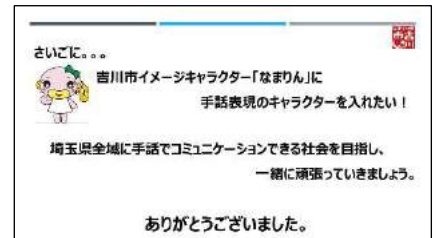
今後の課題・・・

①手話通訳派遣制度（意思疎通支援）の設立
 手話言語条例に「意思疎通支援に関する施策」と明記している。現在、手話通訳派遣制度の準備委員会について話し合い中。当協会設立時から約20年要望を出しており、大きな期待ができる。

②手話環境整備施策推進委員会（仮称）の設置
 手話言語条例を制定しただけで、行動計画が見えない。よりよい手話を使用しやすい環境を整備するため、どんな計画を、どのように実施するかを話し合いする委員会を設ける。

最後になりますが、こちらは吉川市のイメージキャラクター「なまりん」です。「なまりん」が手話言語表現をしているイラストを作りたいと考えています。

今後、みなさんと一緒に埼玉県全域での手話言語条例成立を目指し頑張っていきたいと思います。



【市町村手話言語条例の事例報告②】
三郷市こころつながる手話言語条例 ～経緯と現在・今後～

平野 清代美 氏(三郷市聴覚障害者協会)

三郷市聴覚障害者協会の平野です。よろしくお願ひいたします。

三郷市こころつながる手話言語条例制定までの経緯と施行後の状況、コミュニケーション推進部会発足の経緯と発足後の状況、そして現在の状況と今後についてみなさんに報告いたします。

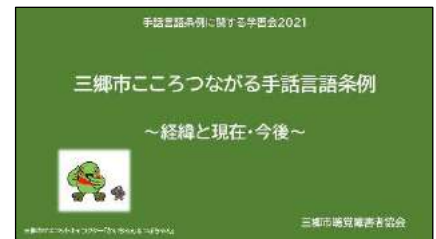
三郷市聴覚障害者の会は1993(平成5)年10月24日に設立し、2020(令和2)年に三郷市聴覚障害者協会に名称を変更しました。

2001(平成13)年に「市長と話そう」に初めて参加をしました。

その時の印象として、普段から行政との関係づくりが大切だと感じました。障害者自立支援法が設立したことがきっかけで、障がい福祉課に専任通訳者が設置されることになり、専任手話通訳者を通して、少しずつ、会話を積み重ね、良好な関係を築けるようになりました。

2011(平成23)年6月から市議会の傍聴を続けてきました。当初は、前例もなかったため議会に手話通訳をつけることに違和感もあったようでしたが、次第に手話通訳や要約筆記がつくことが当たり前になっていき、議員との関係も身近なものとなりました。おかげで、活動の幅も広がり改めて行政との信頼関係を築くことは大事なことだと思いました。

2014(平成26)年に「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願」の取り組みが各地で行われ、三郷市でも市議会で可決しました。2015(平成27)年には埼玉県聴覚障害者協会主催の「手話言語条例に関するシンポジウム～埼玉に



三郷市こころつながる手話言語条例制定までの経緯

三郷市聴覚障害者の会 1993年(平成5年)10月24日 設立
 三郷市聴覚障害者協会 2020年(令和2年)4月25日 名称改正

「市長と話そう」
 ・2001年度(平成13年) 初参加

「障がい福祉課との話し合い」
 ・2006年(平成18年)10月 専任手話通訳者として障がい福祉課に手話通訳士が採用された。
 ・障がい福祉課との関係づくり、意見交換会、話し合い、サークル訪問等良好な関係を築いてきた。

三郷市こころつながる手話言語条例制定までの経緯

「市議会傍聴」の成果
 ・2011年度(平成23年)6月議会から毎年4回市議会傍聴を継続してきた。(手話通訳あり)

- ・議会事務局と意見交換を行ってきた。
- ・要約筆記は、9月議会から派遣が始まった。
- ①当初は、OHPと小さなボードに映し出していた。
- ②現在、専用モニターが付いた。(OHCで投影)
- ・議員との関係も身近になった。要所で懇談会を実施。

三郷市こころつながる手話言語条例制定までの経緯

- ・2014年(平成26年) 手話言語法の意見書 市議会にて可決
- ・2015年(平成27年)12月 埼玉県聴覚障害者協会主催 「手話言語条例に関するシンポジウム～埼玉にも手話言語条例を～」について市長・市議・地域出身の議員へ出席お願いの文書を渡した。

三郷市こころつながる手話言語条例制定までの経緯

「市長と話そう」
 市長と市長の懇談会に毎年申込み、市長と手話の大切さ、言語としての手話について話してきた。市長との関係性も徐々に熱くすることができた。その中で、手話が言語であると市長が理解し、条例に對する考えを深めてくれた。

・2015年度(平成27年)
 「市長と話そう」手話言語の制定を強くお願いした。他地域の動向を参考にし三郷市に合った条例を完成していくことを確認した。

・2016年度(平成28年)
 市長から手話言語条例制定に向けて聞いてくれた。

も手話言語条例を～」が開催され、この時に、市長・市議会議員などに出席のお願いをし、一部の方に出席していただくことができました。これまで、「市長と話そう」に毎年申し込み、手話言語条例が必要であることを話してきました。

話し合いをする中で、「手話言語法というものがあるのか」など大変興味をもっていただけるようになりました。

このように市長との親睦を深める中で、話し合いを行ってきました。行政に対しての要望をするのではなく、いつもご協力をありがとうございますという感謝の気持ちを込めています。その様な話し合いを積み重ね、三郷市に合った条例を考え確認しあい、2016（平成28）年に市長より「手話言語条例を作ろう」と言われ、制定に向けて動いていただき、5月の全国手話言語市区長会への参加、6月には全国手話言語市区長会設立総会にも参加していただきました。

同年6月22日に手話サークルとろう協から行政に対して、条例制定を進めるにあたり、基本的なことを話し合うことを提案し、障がい福祉課との意見交換を行ってきました。その後、パブリックコメントが実施され、それを受けて11月2日に障がい福祉課から課長や担当者、専任手話通訳者が例会に来て、当事者の声を交えて話し合いが行われました。そして12月に「三郷市こころつながる手話言語条例」が市議会で採択されました。

永井さんから報告のあったアンケート結果に、「委員会の設置や準備委員会を設けた」などの話がありました。やはり話し合いを積み重ねていくことで、その後の取り組みがスムーズになると思います。

「三郷市こころつながる手話言語条例」は、2017（平成29）年4月1日に施行されました。条例施行後の状況ですが、手話出前講座や小学校などからの福祉総合学習依頼が増えました。詳しくは後ほど資料をお読みください。

その他に、市主催で砂田アトムさんをお呼びして条例施行記念イベントが行われ、市民への啓発に市と共に取り組み少しずつ成果を感じました。また市の広報に条例制定の特集が掲載されました。そして、その年、三郷市10大ニュースの一つに手話言語条例制定が市民からの投票で選ばれました。

三郷市こころつながる手話言語条例制定までの経緯

2016年(平成28年)

- 5月 全国手話言語市区長会 参加
- 6月 8日 全国手話言語市区長会 設立総会・フォーラム出席
- 6月22日 三郷市聴覚障害者の会、三郷市手話サークルとろう協から生活の中で気づいたこと、活動をする中で気づいたことを障がい福祉課へ提出 ⇒ 提出したものを基に障がい福祉課と意見交換
- 9月26日 パブリックコメント実施
- 11月 2日 三郷市手話サークルとろう協例会を障がい福祉課 課長、補佐、係長、専任手話通訳者が訪問
- 12月 市議会定例会上程
- 12月 9日 「三郷市こころつながる手話言語条例」市議会で採択

三郷市こころつながる手話言語条例制定までの経緯

2017年(平成29年)

4月 1日 「三郷市こころつながる手話言語条例」施行



2016年12月9日 「三郷市こころつながる手話言語条例」採決

三郷市こころつながる手話言語条例制定後の状況



- ・ポスター配布
- ・リーフレット配布
- ・手話言語条例施行記念 聴覚障がい者福祉推進セミナー
- ・埼玉手話普及リーディングキャンペーン 参加
- ・市主催イベントなど手話講習付 (契約適宜:ピアリンググループ)
- ・「広報みさと」29年3月号 手話言語条例制定特集
- ・「広報みさと」29年12月号 みんなで決める2017年三郷の10大ニュース
- ・「手話を知らう」冊子配布
- ・手話出前講座
- ・福祉総合学習

三郷市こころつながる手話言語条例制定後の状況



「三郷市こころつながる手話言語条例」施行記念

三郷市こころつながる手話言語条例制定後の状況



「広報みさと」平成28(2016)年3月

三郷市こころつながる手話言語条例制定後の状況



「広報みさと」平成29(2017)年12月号

コミュニケーション推進部会の発足の経緯

- 三郷市障がい者地域生活協議会との関わり
2013年(平成25年)度から三郷市聴覚障害者の会 平野が委員を務めてきた。
協議会の中にある部会
①権利擁護部会 ②子育て支援部会 ③精神障がい者支援部会
④相談支援部会 ⑤日中活動部会
※平野が権利擁護部会・日中活動部会に参加。
- 発足人：三郷市聴覚障害者の会
①三郷市障がい者地域生活協議会において手話言語条例の施策を話し合える部会の設立を希望する。

コミュニケーション推進部会の発足の経緯

②目的
・条例制定後、条例経緯を共有するため、三郷市聴覚障害者の会、三郷市手話サークルとろう協と障がい福祉課で話し合いを続けてきた。今後、継続的に施策や方針等を考える場が必要である。
・構成メンバーは手話関係者だけでなく、手話言語条例を市民みんなの条例とするためにも幅広く構成メンバーを募る。

③構成メンバー（現在）
・三郷市障がい者地域生活協議会委員会 三郷市相談支援センター
・就労移行支援事業所 地域包括支援センター ケアマネジャー
・地域活動支援センター 三郷市聴覚障害者の会
・三郷市手話サークルとろう協 障がい福祉課専任通訳者

条例制定後1年間、その後の方針などについて障がい福祉課と共に考えてきました。(部会成立の経過として) これまで、三郷市障がい者地域生活協議会(以下、協議会)に私が聴覚障害協会からの委員として、権利擁護部会・日中活動部会に参加をしてきました。手話言語条例が制定されたこともあり、協議会の中で条例の施策について話し合える部会の設立を希望し、話し合いを続けてきました。

「三郷市こころつながる手話言語条例」の第5条に記載されているように、私たちが当事者団体として意見の言える場が必要とあり、2019(平成31)年5月に「コミュニケーション推進部会」として発足しました。メンバーは手話関係者だけではなく、幅広く募って構成されています。

コミュニケーション推進部会では、事例検討や研修会を行い、介護職員やヘルパーの問題や高齢ろう者についての課題を共有し学習してきました。その中で、研修会も開催して取り組んでいます。

また、障害者理解促進のための取り組みとして、手話言語条例リーフレットの改訂やコロナワクチン接種についての情報交換、ワクチン接種対策室への要望なども行いました。

今後の取り組みは、啓発・情報保障・人材育成を3本柱として話し合い、内容を整理しています。今後の具体的な活動内容については、資料を読んでください。

最後に、今後はコミュニケーション推進部会を中心に、手話関係者だけでなく、市内の理解者を増やしていき、みんなが暮らしやすい三郷市にしていきたいと思えます。

コミュニケーション推進部会の発足の経緯

④三郷市こころつながる手話言語条例
「第5条 実施期の推進 施策を総合的かつ計画に実施する場所や態様とするときは、聴覚に障がいのあるものその他関係者の意見を聴くよう努める。」とある

2019年(令和元年) 5月
「コミュニケーション推進部会」として発足

コミュニケーション推進部会の発足後の状況

【話し合ってきた内容】
①事例検討
②部会主催研修会
介護職員と共に高齢ろう者の問題を学ぶ。
地域ネットワーク(福祉関係者の研修会)と共催で研修会開催
2019年(令和元年)10月31日
講師:高橋行成氏 (特別養護老人ホームななふく路 相談員)

コミュニケーション推進部会の発足後の状況

③障がい理解促進のための取り組み
・三郷市こころつながる手話言語条例リーフレット改訂
・意見交換、研修会、講演会、上映会等開催及び協力
・地域へのチラシ配布

④その他
・障害者のワクチン接種について情報交換、ワクチン接種対策室への要望など

コミュニケーション推進部会の発足後の状況

現在・今後の取り組み

三郷市に暮らす障がい者や家族が安心して生活できるよう、権利擁護や生活支援、社会参加の促進を図ります。

2. 情報保障

項目	実施内容	進捗状況	備考
1	手話言語条例のリーフレット改訂	完了	リーフレット改訂完了
2	手話言語条例のリーフレット配布	完了	リーフレット配布完了
3	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
4	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
5	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
6	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
7	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
8	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
9	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
10	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
11	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
12	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
13	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
14	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
15	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
16	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
17	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
18	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
19	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
20	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了

現在・今後の取り組み

(2) 情報保障

項目	実施内容	進捗状況	備考
1	手話言語条例のリーフレット改訂	完了	リーフレット改訂完了
2	手話言語条例のリーフレット配布	完了	リーフレット配布完了
3	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
4	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
5	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
6	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
7	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
8	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
9	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
10	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
11	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
12	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
13	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
14	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
15	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
16	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
17	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
18	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
19	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
20	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了

現在・今後の取り組み

(3) 人材育成

項目	実施内容	進捗状況	備考
1	手話言語条例のリーフレット改訂	完了	リーフレット改訂完了
2	手話言語条例のリーフレット配布	完了	リーフレット配布完了
3	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
4	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
5	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
6	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
7	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
8	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
9	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
10	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
11	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
12	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
13	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
14	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
15	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
16	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
17	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
18	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
19	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了
20	手話言語条例のリーフレット制作	完了	リーフレット制作完了

まとめ

今後は...

コミュニケーション推進部会を土台にして
部員等もっと幅広く募集して
市内に理解者をもっと増やして
みんなが安心して住める
三郷にしていきたい。

ありがとうございました。

【市町村手話言語条例の事例報告③】

入間市手話言語条例施行（2021.4）までの経緯と現在・今後

森田 登 氏（入間市聴覚障害者の会）

入間市聴覚障害者の会代表の森田です。

今の日本の状況は、東京オリンピックに手話言語通訳が付かなかつたなど、手話言語政策がまだ遅れているのが実情です。

一方、韓国では手話言語法があるので、様々な場面で手話言語通訳が付いています。

全国の市町村から国に対して、手話言語法制定を求める意見書が10年前に出されましたが、いまだに進展がありません。

先日、衆議院選挙がありました。政党や候補者が手話言語法について触れることは、ほとんどありませんでした。地域で、手話言語条例を制定する活動が全国的に広がり、手話言語法につなげるボトムアップの活動として私の地域でも検討を続けてきました。

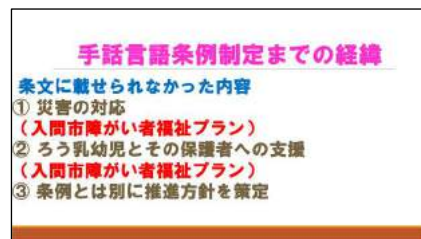
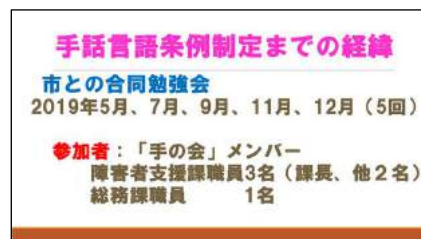
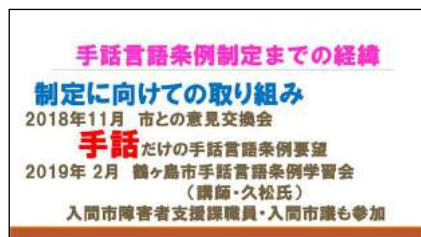
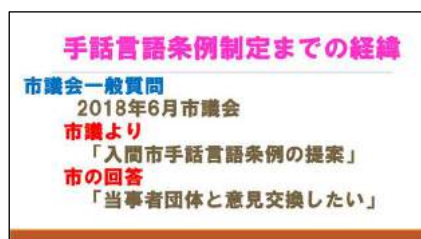
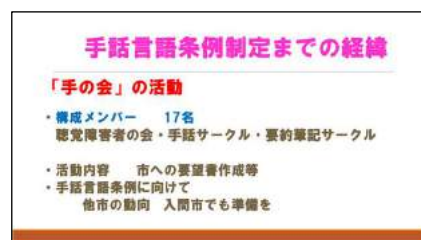
「手の会」とは？ 聴覚障害者が使う手話言語、手話サークルの手話言語、要約筆記も“手”を使うということで、この三者の集まりを「手の会」と言います。

手の会は、市に要望する内容を検討する等、市交渉中心に活動しています。今回の手話言語条例検討・作成にも関わりました。メンバーは17名です。

各地域で手話言語条例が制定される中、入間市も今後どのように手話言語条例制定に向けて活動して行くかを検討していましたが、市議会議員から手話言語条例に関心を持っているとの話があり、2018年6月の市議会で提案をしていただきました。「当事者団体と意見交換をしたい」と市からの答弁があり、その後11月市と私たちの意見交換が行われました。私たちは、他の障害について含める条例ではなく、手話に特化した手話言語条例を望んでいることを伝えました。

2019年2月に鶴ヶ島市で手話言語条例の学習会が開催され、市の職員と市議会議員が私たちと一緒に参加し、全日本ろうあ連盟の現事務局長久松氏の講演を聞きました。その後、5月から市と手の会のメンバーで勉強会という名称で手話言語条例の内容を検討しました。市が事務局を担い、市から各委員に資料保存用にファイルが配布されました。

市から当初、手話に特化した条例ではなく他の障害についても含める条例が良いのではないかと提案がありましたが、私たちは、手話に特化する条例のみを考えていたので話し合いを重ね、手話言語条例として制定する方向で進むこと



になりました。手話言語条例について協議が進む中で、災害の対応や、ろう乳幼児とその保護者への支援は、障がい者福祉プランでの取り組む課題であるとの市の見解があり、手話言語条例には含めないことになりました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありましたが、やっと2021年2月26日に市議会で成立し、4月1日より施行されました。写真の真ん中の方が入間市長で歳も若く37歳です。

市の広報の特集号の写真です。表紙の写真は吉川市のものを参考にし、全く同じでは申し訳ないので少し変えたものを考えました。また、イラストは地域の若い若者が描きました。皆が納得できるまで校正を重ねてやっと仕上げました。

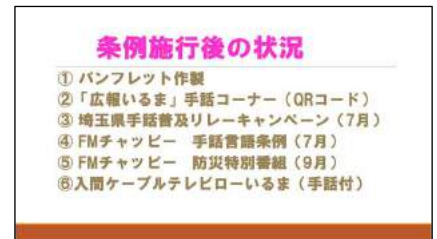
条例施行後の状況について。まずはパンフレットの作成をしました。子どもたちも楽しめるようになっています。本日100部ほど持って来ており、受付に置いてありますのでお帰りの際に1人1部お持ち帰りください。パンフレットの表紙にあるのが入間市のキャラクターで、入間市の茶畑の様子を背景にしています。

次に「広報いるま」の手話コーナーについてですが、2カ月に1回の掲載で、今はQRコードで動画が見られるようになっていきます。

その他、県の手話普及リレーキャンペーンへの協力や、ラジオのFMチャッピーに出演しました。出演時の写真です。手話サークル員がFMチャッピーのパーソナリティであり、彼女から提案があり実現しました。聴覚障害者の皆さんはケーブルテレビを観ますが、聞こえる市民の方々はラジオを聞きますので、とても良い取り組みになりました。また、入間ケーブルテレビに「ハローいるま」という番組があるのですが、手話通訳が付くようになり聞こえない人が情報を得やすくなっています。このように、色々な取り組みによって市民に手話言語を広めていくことで、今後は手話言語講習会への参加申し込みも増えていくと思います。

先ほども話しましたが、韓国では手話言語法が制定されていますが、日本は遅れています。これまで全日本ろうあ連盟が色々なパンフレットを作成し取り組んでいます。成立に至っていません。

先日、日本財団の笹川氏が「手話言語法制定がされていないのは国会議員の怠慢である」と怒っている動画（手話言語法制定を求める集会（※2021年（令和3）年9月6日開催））を見ました。そのパワーはとても素晴らしいと感じ、これを機に議員たちも取り組んでくれるのではないかと期待しています。



終わりに、本日配布された手話言語条例に関する資料をぜひ読んでください。そして、皆さんと情報を交換し、条例制定市の状況を参考にしてください。より良い社会の実現のために頑張っていきたいと思ひますし、条例制定地域としてバックアップして行きます。



今後の取り組み

手話言語条例制定で終わりではなく、施策が推進するように取り組んでいきたい。

市への「要望書」

今後の施策推進についての話し合いの場を設けてほしい。→今後もねばり強く少しずつ意見を出していきたい。

おわり

これからも、手話言語条例が施行されたことによって、**より良い社会の実現に向けて頑張っていきたいと思ひます。**
どうもありがとうございました。

【まとめ】

手話言語条例を広げ、手話言語法の制定を求めて

川津 雅弘 (手話言語法制定推進・手話言語条例委員会)

手話言語法制定推進・手話言語条例委員会の川津です。

本日は学習会に参加いただきありがとうございます。本学習会では、アンケート分析結果と県の取り組みについての報告ならびに県内で条例が制定された38地域の中から吉川市、三郷市、入間市の3市に条例制定までの取り組みについて事例報告をしていただきました。

参加されたみなさんには、これらの報告をぜひ地域に持ち帰り参考にさせていただきたいと思ひますし、条例が未制定の地域においては行政や議員の方たちと一緒に勉強会の開催や意見交換をするなど、内容を確認しながら話し合いを進めていただきたいと思います。そして、何かわからないことや行き詰まった時にはぜひ協会に相談してください。また、条例制定地域の取り組みは参考となりますので、情報を集めることでいろいろと選択肢も広げられると思ひます。それらを行政との話し合いで生かしていただきたいと思います。

報告の中に、手話言語法制定に向けた取り組みについての話があったかと思ひます。全日本ろうあ連盟が発行した「手話でGo!」のパンフレットは手話言語法の理解を深めるのに

役立ちます。全日本ろうあ連盟のホームページからダウンロード（※1）できます。

2016（平成28）年に発行された「手話でGo²！」では、手話言語法整備のために手話言語法5つの権利について理解して欲しいことが書かれています。こちらもホームページからダウンロード（※2）することができますので読んで欲しいのですが、30ページから35ページにかけて手話言語条例制定に向けた取り組みを行う上でとても大事なポイントが書かれています。ぜひ各地域で取り組みの参考にしていただきたいと思います。具体的には、条例を作るにあたり県の条例と市町村条例の役割の違いや、自治体における施策の策定においては各機関と連携し、お互いに情報を共有しながら活動を支援していくことが大事だということも書かれています。

各自治体における条例制定後の施策についてとして、「手話言語を学ぶ機会の確保」、「学校における手話言語の普及」、「手話言語通訳者等の確保、養成等」、「手話言語を使いやすい環境の整備」、「事業者への支援」についても書かれています。特に大事なのは学校における手話言語普及です。言語条例が制定されたほとんどの地域では、学校からの手話言語学習依頼が増えています。そしてそれを担う人材確保が困難という課題が出されています。その点は考慮する必要があると思います。

今後の課題として、手話言語を指導するための講師を担う人材がないという問題があります。一方で人材確保をして育てていくことは重要です。講師の人材が不足していても手話言語通訳者の養成が出来なければ、手話言語通訳の依頼が増えたときに対応ができなくなります。それでは困りますので、手話言語通訳者の養成は続けていかなければなりません。

事業者への支援としては、会社の中で手話言語を勉強するとか、老人ホーム等でヘルパーなど支援者へ方に手話言語や聞こえない人に対する理解を深める取り組みなどがあります。

これまで、手話言語条例制定への取り組みや手話言語の普及に関する課題について話をしました。最近の一番の課題は天候災害です。他県においても、パンフレットによる普及だ

（参考）

全日本ろうあ連盟ホームページ
（手話言語法制定推進事業）



※1

「手話でGo！」パンフレット

[https://www.jfd.or.jp/](https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/)

[info/misc/sgh/](https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/)

20150717-sgh-shuwadego.pdf



※2

「手話でGo！」パンフレット

[https://www.jfd.or.jp/](https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/)

[info/misc/sgh/](https://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/)

20161219-sgh-shuwadego2.pdf



けでなく、災害避難所においてろう者の支援をするために支援者に対しての手話言語普及を広める必要があります。長野県では、災害対策として避難所でも手話言語が使える環境を整備するためのパンフレットを作成しています。ろう者には災害避難所での放送が聞こえないため、いざという時の手話言語による対応についてイラストで載せてあります。これらを参考にして行政に提案するのもよいと思います。

最後になりますが、これまで国に手話言語法制定を求める運動をおこない、意見書も県内は100%採択されました。5～6年ほど前から国会議員や地方議員の方に対しても働きかけをしてきましたが、手話言語法を求める動きは現在止まったままとなっています。過日おこなわれた衆議院選挙では、候補者に対して手話言語に関するアンケート調査の結果を協会のホームページにも掲載して情報提供をしてきました。また、2021（令和3）年11月19日におこなわれた手話を広める知事の会・手話言語フォーラムでは、同じ日に国会議員への要請運動もおこないました。協会では、埼玉県選出国会議員23人のうち11人に面会をして改めて手話言語法制定のお願いをしました。当日面会できなかった議員もいますので、今後、国会に伺うか事務所にお問い合わせをするなどしたいと考えていますので、地元のみなさんにもご協力をお願いしたいと思います。



手話言語条例に関する学習会 2021 様子

手話言語条例に関する学習会2021 報告書

発行 2021年12月24日

編集・発行 手話言語法制定推進・手話言語条例委員会
一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
〒330-0046
埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内



